



垂井町まちづくり基本条例

もっと身近に😊 まちづくり基本条例！

Q4(質問) ほかの市町にも“まちづくり基本条例”はあるの？

A(答え) 平成12年12月に制定された北海道ニセコ町のまちづくり基本条例が最初とされています。その後、全国的に条例化が広がり、兵庫県宝塚市、東京都杉並区など全国で405の自治体が条例を制定され、その数は、垂井町まちづくり基本条例を制定した平成22年当時と比べ約2倍となっています。※NPO 法人公共政策研究所調べ(R5.4現在)

また、県下の制定状況は、平成18年9月の多治見市を皮切りに、岐阜市、輪之内町、瑞穂市、池田町、郡上市、関市、安八町、瑞浪市、山県市、羽島市、海津市の順に9市4町において条例が制定され、各市町がそれぞれの特色を活かしたまちづくりに取り組まれています。なお、垂井町は、輪之内町につき県下で4番目の制定市町となっています。